



計量器定期検査手数料

平成9年4月1日施行

計量器の検査受検者は、次に掲げる金額の検査手数料を栃木県収入証紙により納付してください。

機 種	能 力	金 額(円)	
 (天びん)	天びん	感量が10mg以上のもの	500
	 (棒はかり)	棒はかり	(定量おもりを含む)
 (等比皿はかり)	皿手動はかり	等比皿手動はかり	500
		不等比皿手動はかり	
 (不等比皿はかり)	台はかり	ひょう量が100kg以下のもの	500
		250kg	900
		500kg	1,500
		1t	2,100
		2t	3,700
		5t	6,900
		10t	10,700
		20t	15,000
		30t	19,100
		40t	21,600
		50t	29,800
		50tを超えるもの	51,200
 (台はかり)	手動指示併用はかり	ひょう量が100kg以下のもの	500
		250kg	900
 (手動指示併用はかり)	手はかり	手はかり	250
		 (手はかり)	ばね式指示はかり
250kg	900		
500kg	1,500		
1t	2,100		
2t	3,700		
5t	6,900		
10t	10,700		
20t	15,000		
30t	19,100		
40t	21,600		
50t	29,800		
50tを超えるもの	51,200		
 (ばね式指示はかり)			

機 種		能 力	金 額(円)
 <p>(電気式はかり)</p>	電気式はかり	ひょう量が100kg以下のもの	1,400
		” 250kg ”	1,800
		” 500kg ”	2,200
		” 1t ”	3,100
		” 2t ”	3,700
		” 5t ”	6,900
		” 10t ”	10,700
		” 20t ”	15,000
		” 30t ”	19,100
		” 40t ”	21,600
		” 50t ”	29,800
		” 50tを超えるもの	51,200

	おもり	1個	10
	分銅		
	指示用分銅		

- 電気式はかりは、検出部が電気式のもので、次に掲げるはかり等を言う。
差動変圧器式はかり、磁わい式はかり、圧電式はかり、誘電式はかり、放射線式はかり、直示天びん等。
- 最小の目量(最小目盛)又は、感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、該当する手数料の2倍の額とする。